



県 章

滋賀県公報

平成 20 年 (2008 年)
4 月 25 日
第 2931 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

規 則	
滋賀県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (県民生活課)	385
告 示	
滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務の委託 (県民文化課)	386
保安林の指定の解除 (森林保全課)	386
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (元気長寿福祉課)	386
公 告	
委託先決定の公告 (事業課)	386
特定非営利活動法人設立認証申請公告 (県民活動課)	387
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (商業観光振興課)	387
大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告 (商業観光振興課)	389
土地改良区定款変更認可公告 (耕地課)	390
建設業法に基づく許可の取消し処分の公告 (監理課)	390
公共測量終了公告 (監理課)	391
一般競争入札の公告 (会計課)	391
振 興 局 等 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の事業所の名称変更の届出 (湖東)	392
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地変更の届出 (湖東)	393
振 興 局 等 公 告	
軽油引取税免税証用紙無効公告 (湖北)	393
軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告 (東近江)	393
市営土地改良事業施行同意公告 (湖北)	393
土地改良区定款変更認可公告 (東近江、湖東、湖北)	394
土地改良区役員就任公告 (湖北)	394
土地改良区役員退任および就任公告 (東近江、湖東)	394
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (東近江)	402

規 則

滋賀県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則 第 39 号

滋賀県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県消費生活協同組合法施行細則 (平成 12 年 滋賀県規則 第 33 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および消費生活協同組合財務処理規則 (昭和 29 年 厚生省令 第 48 号)」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示 第 282 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項の規定に基づき、滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託の相手方 財団法人滋賀県文化振興事業団 大津市京町三丁目 4 番 22 号
- 2 委託事務の内容 滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務
- 3 委託期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示 第 283 号

森林法 (昭和 26 年 法律 第 249 号) 第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 近江八幡市宮内町字日觸 19 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および近江八幡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示 第 284 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 46 条 第 1 項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	介護保険事業所番号	廃止年月日
J A 滋賀厚生連	大津市京町四丁目 3 - 38	滋賀県厚生農業協同組合連合会 代表理事会長 廣瀬竹造	大津市京町四丁目 3 - 38	2570100137	平成 20. 4. 1

公 告

委託先決定の公告

モーターボート競走法 (昭和 26 年 法律 第 242 号) 第 3 条の規定に基づき、滋賀県営モーターボート競走施行に関する電話投票事務を次のとおり委託した。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託の相手方 財団法人 競艇振興センター 東京都港区三田 3 - 12 - 12 会長 小高幹雄
- 2 委託事務の内容
 - (1) 電話投票システムの管理・運用
 - (2) アンサーセンターの管理・運用
 - (3) 舟券の作成事務
 - (4) 舟券の発売事務
 - (5) 払戻金および返還金の交付事務

- (6) 売上金の送金事務
- (7) 電話投票契約の締結
- (8) 加入者の募集および管理に関する事務
- (9) 加入者に対する情報提供事務
- (10) 前各号に関連する事務

3 委託期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

4 委託料 委託料は、電話投票売上額の 2.8% (消費税別) とする。

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 申請のあった年月日 平成 20 年 4 月 16 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 まごころの家

特定非営利活動法人の代表者の氏名 八田 憲兒

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 大津市桜野町一丁目 14 番 18 号

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、要介護高齢者、認知症高齢者、自立高齢者及び病氣療養者に対して、安心して暮らせる居住スペースの提供、介護保険法に基づく居宅介護サービス及び高齢者食、治療食等の配食サービスを行い、高齢者や病氣療養者の自立支援、在宅生活の維持に寄与するとともに全ての人々が健やかに安心して暮らせる地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民文化生活部県民活動課 大津市京町四丁目 1 - 1

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 20 年 4 月 16 日から平成 20 年 6 月 16 日までの縦覧場所における執務時間内

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 申請のあった年月日 平成 20 年 4 月 16 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 草津の安全・福祉・災害救援活動を推進する市内業者会

特定非営利活動法人の代表者の氏名 森川守

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 草津市東草津四丁目 701 番地 草津建設会館 201 号室

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、滋賀県内における地域安全、地域振興、環境保全および万が一の災害時のための諸事業を実施することにより、真に豊かな環境と誰もが住みやすい安全なまちづくり並びに地域経済の活性化の実現を図り、地域社会の公益に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民文化生活部県民活動課 大津市京町四丁目 1 - 1

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 20 年 4 月 16 日から平成 20 年 6 月 16 日までの縦覧場所における執務時間内

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 サンミュージック長浜店 長浜市大辰巳町字樋口 37

2 変更した事項

- (1) 変更前
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社サンミュージック 長浜市港町 2 - 32 代表取締役 山内芳雄
- (2) 変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社サンミュージック 長浜市港町 2 - 32 代表取締役 山内芳雄
株式会社スギ薬局 愛知県安芸市三河安城町一丁目 8 番地 4 代表取締役 杉浦広一
- 3 変更年月日 平成 20 年 5 月 1 日
- 4 変更の理由 小売業者決定のため
- 5 届出年月日 平成 20 年 4 月 8 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県湖北地域振興局総務振興部地域振興課 長浜市平方町 1152 - 2
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町 12 番 34 号
- (2) 縦覧期間 平成 20 年 4 月 25 日から平成 20 年 8 月 25 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 平成 20 年 8 月 25 日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 サンミュージック長浜店 長浜市大辰巳町字樋口 37
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社サンミュージック 長浜市港町 2 - 32 代表取締役 山内芳雄
- 3 変更しようとする事項
- (1) 変更前
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
- (ア) 開店時刻 午前 10 時
- (イ) 閉店時刻 翌午前 0 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時 45 分から翌午前 0 時 15 分まで
- (2) 変更後
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
- (ア) 開店時刻 午前 9 時
- (イ) 閉店時刻 翌午前 0 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 45 分から翌午前 0 時 15 分まで
- 4 変更年月日 平成 20 年 5 月 1 日
- 5 変更の理由 小売業者 (株式会社スギ薬局) が、市立長浜病院の院外処方せん発行に対応する予定であり、当該病院の診療時間に応じる必要があるため
- 6 届出年月日 平成 20 年 4 月 8 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県湖北地域振興局総務振興部地域振興課 長浜市平方町 1152 - 2
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町 12 番 34 号

(2) 縦覧期間 平成 20 年 4 月 25 日から平成 20 年 8 月 25 日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 20 年 8 月 25 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。
平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ堅田 大津市本堅田五丁目 20 番 10 号

2 提出された意見の概要 大津市からの意見

(1) 交通安全対策・交通渋滞対策について

ア 駐車場出入口付近には、視界をさえぎる構造物や密な植栽を設置せず、視認性を十分に確保するよう指導されたい。

イ 国道 161 号線への出口については出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討するよう指導されたい。

ウ 開店後 1 か月間やセール期間中等、当初の想定を上回る来店が予想される時期については、適切に交通整理員を配置する等、万全の対策を講じるよう指導されたい。

エ 開店後に予想を上回る来客車両が集中し、著しい交通渋滞の発生が認められる場合には、改めてその対策について本市および関係機関と協議するよう指導されたい。

(2) 地域との連携・協働について

大規模小売店舗立地法第 4 条に基づき公表されている「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の序文や、日本チェーンストア協会が策定した「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に示されているとおり、大型店が自主的かつ積極的に地域づくりやまちづくりに参画し、具体的取組を通じて社会的責任を果たすことが強く期待されている。

このような背景を踏まえ、当該店舗においては、特にガイドラインの「3.実効性を高めるための具体的行動事例」を実践され、本市や地域住民、関係団体と相互に連携し、地域経済団体等の活動や地域の美観・景観等生活環境推進への協力および参画、地域の防犯・防災および青少年の健全育成への協力等、地域づくりやまちづくりに関して積極的な対応をされるよう指導されたい。

(3) その他

ア 店舗開設にあたり、時期や内容等を地域住民に十分周知するよう指導されたい。

イ 地域住民や大津市関係各課から出された意見等について、誠意をもって対応するよう指導されたい。

ウ 今後も当該事業が周辺地域の生活環境に与える影響を継続して調査するとともに、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、その適切な対策について地域住民等と誠意を持って協議・対応されることを指導されたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 20 年 4 月 25 日から平成 20 年 5 月 26 日まで

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アンピエントガーデン彦根 彦根市里根町字船坂 79 番の 1 ほか

2 提出された意見の概要

(1) 彦根市からの意見

ア 駐車場・駐輪場について 駐車マスの合計が 500 m²以上の路外駐車場の整備については「駐車場法」(駐車場

法施行令) で技術的基準が定められており、これに適合する整備が必要

イ 騒音対策について 公害関係諸法令に基づく諸手続を必要とする場合は手続を行うこと。

ウ 交通対策について

(ア) 国道 8 号線の里根交差点については、平成 20 年度に交差点を含め市道取付区間の改良工事を予定しており、工事期間中は交差点からの車両の進入が規制される。この規制は、店舗オープン時から工事完成時期までの期間について重複することが明らかであることから、規制期間の誘導について関係機関と十分協議調整し、これに伴う指示事項については遵守すること。

(イ) 国道 8 号線から商業施設への流入は、左折進入を基本として計画されているが、これらが利用者に解り易く誘導できるよう沿線に誘導表示を計画するとともに、各出入口には見やすい案内表示板を設置すること。また、併せてこれらが確実に誘導できるよう各出入口には交通整理員を配置すること。

(ウ) 上記 (イ) に関連し、商圈 B・C・D ゾーンの入庫計画は、国道 8 号線からの右折進入を防ぐため、市内を相当距離を以って迂回し、外町交差点へ誘導を計画されているが、これらの誘導が効果的になるよう案内表示計画を立て、実施すること。

(エ) 市道からの出入口 (a)・(b) について、交差点の安全性を確保するため、店舗営業時間は交通整理員を配置すること。また、特に出入口 (b) に関して出庫時は右折誘導とすること。

(オ) 市道からの出入りに伴い、里根町内には公共施設および福祉施設が存在し、生活道路としての安全を確保するため、町内から国道 306 号線への通り抜け対策を検討すること。

エ まちづくりの観点について 景観法による「彦根市景観計画」を遵守し、店舗施設等を施工すること。

(2) 地域住民等からの意見

ア 計画地周辺は、外町交差点の慢性的な渋滞が続いており、その対策として名神彦根インター出口からこの計画地を通るバイパス計画が検討されている。

今回の出店では、国道 8 号線を北進する車両などはこうした渋滞状況を勘案して、右折入場を禁止しており、これらの車両は外町交差点を左折し彦根市内に入り、彦根警察署前の陸橋を経由し左折入場としている。

その場合、彦根市内での交通渋滞を招く恐れがあるので、バイパスが開通してから出店されるよう指導してほしい。

イ 計画地に隣接して住宅地があり、交通渋滞はもちろん騒音などの環境問題で地域に与える影響が大きいものと思われるので、それらの対策を十分取られたい。

ウ 出店者が地域に貢献し、地域の振興に寄与することで、企業の社会的責任の一部が果たせることもあるので、地元関係団体への加盟を義務づけてほしい。

エ 国道を北進する車の導入に際して、中心市街地約 2 km を迂回路として設定していることは、彦根市内への交通渋滞を誘発することでもあり、彦根市の交通網を麻痺させる恐れがあるため、解決するまでは、出店を凍結してほしい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県湖東地域振興局総務振興部地域振興課 彦根市元町 4 - 1

彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 - 2

(2) 縦覧期間 平成 20 年 4 月 25 日から平成 20 年 5 月 26 日まで

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により、南庄土地改良区の定款の変更は、平成 20 年 4 月 16 日に認可した。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

建設業法に基づく許可の取消し処分の公告

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項第 2 号の規定により次に示す処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により公告する。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 処分をした年月日 平成 20 年 4 月 16 日
- 2 処分を受けた者 オームラフラウ株式会社
代表者 代表取締役 大村 正雄
主たる営業所の所在地 高島市今津町南新保 482 番地
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可 (般 - 18) 第 080660 号
- 3 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 建設業法 第 8 条 第 7 号に掲げる許可の欠格要件に該当するに至った。

公共測量終了公告

測量法 (昭和 24 年法律 第 188 号) 第 39 条において準用する同法 第 14 条 第 2 項の規定により、大津市長 目片信から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 作業の種類 公共測量 (道路台帳作成に係る基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市南小松および和邇高城
- 3 作業の終了日 平成 20 年 3 月 28 日

一般競争入札の公告

平成 20 年度における滋賀県警察ヘリコプターテレビシステム機上設備の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 6 の規定により公告する。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品名および数量 滋賀県警察ヘリコプターテレビシステム機上設備 (ヘリコプターへの搭載に伴う改修作業を含む。) 一式
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 平成 20 年 12 月 12 日 (金)
 - (4) 納入場所 入札説明書に示す場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。
 - (3) 入札参加者に必要な資格等 (平成 20 年 滋賀県告示 第 148 号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。
滋賀県会計管理局管理課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 077 - 528 - 4314
いずれの場合にあっても、入札参加者は、3 (5) に示す受領期限の 7 日前までに、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を 3 (1) に示す場所に提出し、競争入札参加資格者名簿に登録されていることの確認を受けなければならない。
それ以後においても、新たに入札に参加する資格を得ようとする者の資格審査申請を受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。
 - (4) この公告に示した物品に係るアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。
- 3 入札執行の日時、場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県警察本部警務部 会計課 〒 520 - 8501 大津市京町四丁目 1 - 2 TEL 077 - 522 - 1231 (内線 2232)
 - (2) 契約条項を示す期間 平成 20 年 4 月 25 日 (金) から平成 20 年 6 月 4 日 (水) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。) の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1) に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 平成 20 年 5 月 15 日 (木) 10 時 滋賀県警察本部会計課入札室
- (5) 入札書の受領期限 平成 20 年 6 月 4 日 (水) 17 時 15 分
- (6) 開札の日時および場所 平成 20 年 6 月 5 日 (木) 10 時 30 分 滋賀県大津合同庁舎 5 階入札室 大津市松本一丁目 2 - 1
- 4 入札方法等
 - (1) 入札執行については、滋賀県財務規則 (昭和 51 年 滋賀県規則 第 56 号) および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則 (平成 7 年 滋賀県規則 第 92 号) の規定によるものとする。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。) は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 6 契約書の作成の要否 要
- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県財務規則 第 199 条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 8 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 9 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 10 その他必要事項
 - (1) 入札参加者は、封印した入札書を 3 (5) に示す受領期限までに提出すること。
 - (2) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (3) この公告に示した物品の契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。
 - (4) 当該調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Helicopter Television System, 1 set
 - (2) Deadline for tender : 17 : 15, June 4 , 2008
 - (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 4 - 1 - 2 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8501 Japan TEL 077 - 522 - 1231 (Extension 2232)

振 興 局 等 告 示

滋賀県湖東地域振興局告示 第 12 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 41 条 第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法 第 53 条 第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の名称変更の届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖東地域振興局長 川 那 部 隆 二

事業所の旧名称	事業所の新名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	変更年月日
金亀の郷訪問介護事業所	邂逅の郷訪問介護事業所	彦根市開出今町 1492 番地	社会福祉法人大樹会 理事長 嶋田葉子	訪問介護 介護予防訪問介護	2570200697	平成 20. 4. 1

滋賀県湖東地域振興局告示第 13 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の所在地変更の届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖東地域振興局長 川 那 部 隆 二

事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	変更年月日
ぼぶら介護彦根センター	彦根市松原町 1435 - 13	彦根市地蔵町 86 - 3	株式会社日本エルダリーケアサービス 代表取締役 森薫	訪問介護 介護予防訪問介護	2570200598	平成 20. 4. 1
金亀の郷訪問介護事業所	彦根市開出今町 1492 番地	彦根市日夏町 151 番地	社会福祉法人大樹会 理事長 嶋田葉子	訪問介護 介護予防訪問介護	2570200697	平成 20. 4. 1
社会福祉法人大樹会特定施設入居者生活介護事業所	彦根市開出今町 1492 番地	彦根市日夏町 151 番地	社会福祉法人大樹会 理事長 嶋田葉子	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	2570200697	平成 20. 4. 1

振 興 局 等 公 告

軽油引取税免税証用紙無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証用紙を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖北地域振興局長 北 沢 繁 和

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名 (名称)	亡失年月日
100 リットル券	農業	443094	1	平成 19. 4. 13 、 平成 20. 3. 31	東浅井郡湖北町速水 1259 - 1 北びわこ農業協同組合 速水給油所	平成 20. 4. 15

軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証用紙を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県東近江地域振興局長 中 村 きよ子

業種	記号・番号	有効期間	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名 (名称)	亡失年月日
農業	滋 賀 県 第 19 - 2 - 0250 号	平成 19. 4. 19 、 平成 21. 4. 18	東近江市鑄物師町 1383 外池文次	平成 20. 4. 9

市営土地改良事業施行同意公告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、長浜市営土地改良事業 (吉入溜地区ため池等整備事業 (一般)) の施行協議は、平成 20 年 4 月 16 日に同意した。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖北地域振興局長 北 沢 繁 和

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 30 条 第 2 項の規定により、東近江市市原土地改良区の定款の変更は、平成 20 年 4 月 14 日に認可した。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県東近江地域振興局長 中 村 きよ子

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 30 条 第 2 項の規定により、彦根市北部土地改良区の定款の変更は、平成 20 年 3 月 31 日に認可した。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖東地域振興局長 川 那 部 隆 二

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 30 条 第 2 項の規定により、天の川沿岸土地改良区の定款の変更は、平成 20 年 4 月 10 日に認可した。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖北地域振興局長 北 沢 繁 和

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 30 条 第 2 項の規定により、姉川左岸土地改良区の定款の変更は、平成 20 年 4 月 14 日に認可した。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖北地域振興局長 北 沢 繁 和

土地改良区役員就任公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 18 条 第 16 項の規定により、天の川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖北地域振興局長 北 沢 繁 和

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 村 太 藏	米原市飯 613 番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 18 条 第 16 項の規定により、日野川流域土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県東近江地域振興局長 中 村 きよ子

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	富 士 谷 英 正	近江八幡市浅小井町 464 番地 1
"	山 口 喜 代 治	蒲生郡竜王町大字山之上 3386 番地
"	中 村 功 一	東近江市市辺町 2393 番地 2

〃	藤 澤 直 広	蒲生郡日野町大字清田 869 番地
〃	金 村 弘 一	甲賀市水口町城東 5 番 39 号
〃	北 杵 次 郎	近江八幡市野村町 770 番地
〃	仲 江 源 三 郎	同 所 3523 番地 2
〃	大 橋 俊 雄	同 市森尻町 38 番地
〃	森 中 宇 一 郎	同 市中小森町 428 番地
〃	川 端 正 喜	同 市馬淵町 1734 番地
〃	村 井 幸 夫	蒲生郡竜王町大字岡屋 1267 番地
〃	佐 橋 三 雄	同 町大字弓削 1418 番地
〃	北 川 博 巳	同 町大字須恵 294 番地
〃	寺 島 健 一	同 町大字山之上 2411 番地
〃	福 本 昭 三	同 町大字川守 537 番地
〃	井 上 修 三	東近江市下麻生町 180 番地
〃	安 井 萬 太 郎	同 市葛巻町 396 番地
〃	松 本 茂 治	同 市大塚町 818 番地
〃	朝 比 兼 吉	同 市川合町 145 番地
〃	加 藤 喜 一 郎	同 所 1711 番地
〃	久 保 田 幸 三 郎	蒲生郡日野町大字上野田 949 番地
〃	荒 川 武 雄	同 町大字川原 1092 番地 4
〃	森 本 順 一	同 町大字北脇 417 番地
〃	音 羽 喜 八	同 町大字音羽 241 番地
〃	野 澤 茂 夫	同 町大字鎌掛 2738 番地
〃	小 澤 重 男	同 町大字内池 787 番地
監 事	福 永 吉 夫	近江八幡市馬淵町 1708 番地
〃	澤 徳 造	蒲生郡竜王町大字駕輿丁 74 番地
〃	角 清 和	東近江市蒲生寺町 59 番地
〃	野 寄 重 男	蒲生郡日野町大字鎌掛 2500 番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	富 士 谷 英 正	近江八幡市浅小井町 464 番地 1
〃	山 口 喜 代 治	蒲生郡竜王町大字山之上 3386 番地
〃	中 村 功 一	東近江市市辺町 2393 番地 2

〃	藤 澤 直 広	蒲生郡日野町大字清田 869 番地
〃	金 村 弘 一	甲賀市水口町城東 5 番 39 号
〃	北 杵 次 郎	近江八幡市野村町 770 番地
〃	仲 江 源 三 郎	同 所 3523 番地 2
〃	大 橋 俊 雄	同 市森尻町 38 番地
〃	森 中 宇 一 郎	同 市中小森町 428 番地
〃	川 端 正 喜	同 市馬淵町 1734 番地
〃	村 井 幸 夫	蒲生郡竜王町大字岡屋 1267 番地
〃	小 森 重 剛	同 町大字弓削 1403 番地
〃	北 川 博 巳	同 町大字須恵 294 番地
〃	寺 島 健 一	同 町大字山之上 2411 番地
〃	藏 口 嘉 壽 男	同 町大字川守 573 番地
〃	西 村 武 一	東近江市下麻生町 176 番地
〃	安 井 萬 太 郎	同 市葛巻町 396 番地
〃	福 永 藤 雄	同 市市子沖町 200 番地
〃	居 永 栄 治 郎	同 市平林町 313 番地
〃	加 藤 喜 一 郎	同 所 1711 番地
〃	久 保 田 幸 三 郎	蒲生郡日野町大字上野田 949 番地
〃	荒 川 武 雄	同 町大字川原 1092 番地 4
〃	森 本 順 一	同 町大字北脇 417 番地
〃	音 羽 喜 八	同 町大字音羽 241 番地
〃	野 澤 茂 夫	同 町大字鎌掛 2738 番地
〃	小 澤 重 男	同 町大字内池 787 番地
監 事	福 永 吉 夫	近江八幡市馬淵町 1708 番地
〃	澤 徳 造	蒲生郡竜王町大字駕輿丁 74 番地
〃	角 清 和	東近江市蒲生寺町 59 番地
〃	中 川 敬 一	蒲生郡日野町大字西大路 1749 番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 16 項の規定により、能登川土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県東近江地域振興局長 中 村 きよ子

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	井 口 哲 司	東近江市乙女浜町 568 番地
"	小 嶋 宏	同 市躰光寺町 973 番地
"	大 前 静 男	同 市小川町 881 番地
"	村 林 清 茂	同 市川南町 758 番地
"	西 山 和 男	同 市阿弥陀堂町 161 番地
"	荻 野 喜 藏	同 市新宮町 399 番地
"	田 井 中 庄 典	同 市福堂町 3251 番地
"	田 井 中 惠	同 所 3405 番地
"	居 原 田 善 嗣	同 市新宮町 1815 番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	今 堀 太 平	東近江市乙女浜町 297 番地
"	堤 藤 一	同 市躰光寺町 783 番地
"	中 澤 修	同 市小川町 1017 番地
"	村 林 日 出生	同 市川南町 803 番地 2
"	福 永 郁 男	同 市阿弥陀堂町 254 番地
"	樋 口 郁 夫	同 市新宮町 389 番地
"	富 江 久 義	同 市福堂町 3600 番地
"	田 井 中 常 吉	同 所 3515 番地
"	桂 田 重 信	同 市垣見町 575 番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 18 条 第 16 項の規定により、愛東土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県東近江地域振興局長 中 村 きよ子

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	渡 瀬 軍 治	東近江市曾根町 992 番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	田 口 治 次	東近江市曾根町 901 番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 18 条 第 16 項の規定により、鳥居本西部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖東地域振興局長 川 那 部 隆 二

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	東 田 昭 一 郎	彦根市鳥居本町 2828 番地
"	中 辻 利 一	同 所 2831 番地
"	中 辻 仁 史	同 所 2836 番地
"	植 田 洋 治	同 所 2845 番地
"	森 沢 克 司	同 所 2844 番地
"	北 川 多 喜 造	同 所 676 番地
"	寺 村 芳 和	同 市佐和山町 71 番地
"	森 誠	同 所 69 番地
"	森 要 次 郎	同 所 54 番地の 4
"	武 田 良 蔵	同 所 62 番地
"	松 本 清	同 所 57 番地の 1
"	寺 村 健 一	同 市宮田町 922 番地
"	寺 村 法 雄	同 所 913 番地
監 事	東 田 孝 一	同 市鳥居本町 2824 番地
"	武 田 昌 男	同 市佐和山町 84 番地
"	武 田 幸 雄	同 市宮田町 918 番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	東 田 昭 一 郎	彦根市鳥居本町 2828 番地
"	中 辻 利 一	同 所 2831 番地
"	中 辻 仁 史	同 所 2836 番地
"	植 田 洋 治	同 所 2845 番地
"	森 沢 克 司	同 所 2844 番地
"	北 川 多 喜 造	同 所 676 番地
"	寺 村 芳 和	同 市佐和山町 71 番地
"	森 誠	同 所 69 番地

”	森 要 次 郎	同 所 54 番地の 4
”	武 田 良 蔵	同 所 62 番地
”	松 本 清	同 所 57 番地の 1
”	寺 村 健 一	同 市宮田町 922 番地
”	寺 村 法 雄	同 所 913 番地
監 事	東 田 孝 一	同 市鳥居本町 2824 番地
”	橋 本 祐 一	同 市佐和山町 66 番地
”	武 田 幸 雄	同 市宮田町 918 番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 18 条 第 16 項の規定により、彦根市三津屋土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖東地域振興局長 川 那 部 隆 二

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	澤 田 政 治	彦根市三津屋町 974 - 1
”	林 勝 美	同 所 1166 - 3
”	辻 耕 一	同 所 1061
”	木 原 正 作	同 所 1112
”	鹿 谷 良 一	同 所 1067
”	西 村 亀 尾	同 所 1138
”	奥 田 繁 一	同 所 1160
”	足 田 佐 次 郎	同 所 898
”	辻 正 保	同 所 996
”	林 秀 雄	同 所 1224 - 1
監 事	足 田 喜 太 郎	同 所 1097
”	西 村 順 造	同 所 1248

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	林 勝 美	彦根市三津屋町 1166 - 3
”	奥 田 繁 一	同 所 1160
”	鹿 谷 晃	同 所 966 - 4

”	辻 耕 一	同 所 1061
”	木 原 正 作	同 所 1112
”	鹿 谷 謁 磁	同 所 1071
”	辻 正 保	同 所 996
”	林 秀 雄	同 所 1224 - 1
”	足 田 喜 久 夫	同 所 1202
”	足 田 博 幸	同 所 1194
監 事	西 村 順 造	同 所 1248
”	足 田 佐 次 郎	同 所 898

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 16 項の規定により、彦根市北部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖東地域振興局長 川 那 部 隆 二

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	小 山 康 次	彦根市松原一丁目 4 - 7
”	松 林 善 九 郎	同 市松原二丁目 5 - 18
”	花 本 恒 守	同 市松原一丁目 13 - 22
”	北 川 次 男	同 市松原二丁目 4 - 6
”	牧 野 幸 夫	同 市松原町 572 - 4
”	渡 文 雄	同 市松原一丁目 7 - 27
”	出 口 和 子	同 所 7 - 22
”	北 川 忠 男	同 市馬場二丁目 5 - 19
”	脇 阪 俊 彦	同 市松原一丁目 4 - 11
”	吉 原 義 彦	同 市松原二丁目 3 - 2
”	牧 野 博 志	同 所 2 - 5
”	岩 崎 正 博	同 市松原一丁目 13 - 3
”	渡 富 士 夫	同 所 3 - 3
”	北 川 孝	同 市松原町 1830 - 3
”	中 嶋 貞 子	同 市馬場二丁目 4 - 9
”	磯 貝 昭 義	同 市松原二丁目 13 - 31

”	若 林 芳 朗	同 所 13 - 3
監 事	森 喜 代 士	同 市松原一丁目 4 - 16
”	中 西 正 直	同 所 8 - 39
”	植 野 宏	同 市中央町 3 - 31

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 稔	彦根市松原 3453 - 5
”	寺 村 初 夫	同 市松原一丁目 4 - 1
”	前 川 善 市	同 市松原二丁目 6 - 24
”	北 川 伊 太 郎	同 市松原一丁目 4 - 4
”	中 嶋 利 宏	同 市馬場二丁目 3 - 30
”	栗 林 靖 夫	同 市松原町 641
”	鈴 居 良 造	同 市松原一丁目 7 - 25
”	前 川 吉 春	同 市松原二丁目 12 - 12
”	中 川 賢 作	同 所 1 - 8
”	渡 ぎ よ 子	同 所 3 - 4
”	牧 野 幸 夫	同 市松原町 572 - 4
”	若 林 廣 子	同 市松原一丁目 2 - 22
”	片 上 光 雄	同 市松原二丁目 9 - 35
監 事	田 中 滋 康	同 市松原町 1849 - 29
”	中 川 巖	同 市馬場二丁目 3 - 13
”	澤 田 健 一	同 市松原一丁目 8 - 17

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 18 条 第 16 項の規定により、愛知川土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖東地域振興局長 川 那 部 隆 二

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 岡 正 二	愛知郡愛荘町苅間 314
”	塚 本 忠 次 郎	同 町東円堂 2027
”	前 田 吉 市	同 所 1729

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 岡 勇 市	愛知郡愛荘町苅間 322
"	渡 辺 喜 良	同 町東円堂 2028
"	中 島 太 久 雄	同 所 1775

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 18 条 第 16 項の規定により、豊郷町土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖東地域振興局長 川 那 部 隆 二

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	元 持 彌 一 郎	犬上郡豊郷町大字雨降野 204 番地
"	藤 野 光 男	同 町大字四十九院 904 番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 々 木 康 雄	犬上郡豊郷町大字沢 107 番地 3
"	伊 藤 寛	同 町大字石畑 62 番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 18 条 第 16 項の規定により、多賀土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県湖東地域振興局長 川 那 部 隆 二

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	夏 原 覚	犬上郡多賀町大字敏満寺 579 番地
"	曾 我 利 行	同 町大字土田 611 番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	久 保 久 良	犬上郡多賀町大字川相 342 番地
"	北 川 久 二	同 町大字久徳 517 番地の 1

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 20 年 4 月 25 日

滋賀県東近江地域振興局長 中 村 きよ子

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
愛知郡愛荘町愛知川 640 - 2 株式会社エステック 代表取締役 林茂典	蒲生郡安土町大字常楽寺字北浦 1979 - 2、1980	1,231.11 m ²	平成 20. 4. 15	000473

